

## 学術集会発表時の個人情報保護に関する指針

学術集会で発表される症例報告では、患者の個人情報保護に配慮し、患者が特定されないよう留意してください。したがって「日本疼痛漢方研究会」では、症例報告を含む学術発表において、患者の個人情報保護に関する指針を以下のように定めます。

- ① 患者個人を特定できる氏名、住所、診療番号、イニシャルなどを記載しない。
- ② 患者の人種、国籍、出身地、本籍地、住所、宗教歴、家族構成員などは、目的とする報告内容との関連性が低い場合には記載しない。但し、疾患の発生と地域性に密接な関連性がある場合は例外とする。
- ③ 年齢や経過の日時は臨床経過を知る上で重要である。症例報告の契機となった病態が臨床的に明らかになった時点、もしくは症例報告を行う医療機関をその病態のために受診した時点を基準年（X 年）として、その時点の年齢を患者の年齢とすることを原則とする。
- ④ また、日付は第 3 病日、10 日前、X-3 年、1 年後という記述方法か、あるいは患者個人を特定できないかたちで年月までの記載は許容範囲である。
- ⑤ 患者に関する情報と受診した診療科名との関連から患者が特定され得る場合、診療科名は記載しないか、大まかな記述法とする（たとえば、第一内科のかわりに内科）。
- ⑥ 現病歴などで過去に受診した施設名ならびに所在地を記載しない。ただし、搬送元の記載が治療経過に不可欠の場合は所在地のみを記載する。
- ⑦ 顔写真を提示する際には目を隠す。眼疾患の場合は顔全体が分からないよう眼球のみの拡大写真とし、口腔疾患の場合は口腔内のみの拡大写真として個人が特定できないようにする。
- ⑧ 症例を特定できる生検、剖検、画像情報に含まれる氏名・番号などは削除する。
- ⑨ 上の配慮をしても個人が特定される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者（または遺族か法定代理人、小児では保護者）から得るか、所属施設の倫理委員会の承認を得る。応募に際しては、その文書を添付し、発表に際しては文末にその旨を記載する。
- ⑩ 遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例報告では「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（文部科学省，厚生労働省及び経済産業省・平成 13 年 3 月 29 日）による規定を遵守する。

以上

日本疼痛漢方研究会